



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3864 号 2017.8.29 発行

1 日生まれは損をする？誕生日と介護保険の関係

日経ウーマンオンライン 2017年8月28日

こんにちは、人事労務コンサルタントの佐佐木由美子です。会社勤めをしている方は、ある時点から介護保険料が給与天引きされるようになります。具体的にはいつから、そしていつまで徴収されるかご存じでしょうか？

■40歳から徴収される「介護保険」とは

介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みで、2000年4月からスタートした日本独自の公的保険制度です。40歳になると「介護保険第2号被保険者」となり、健康保険の加入者は、介護保険料が健康保険料と一緒に徴収されます。会社勤めの方は、給与から「いつの間にか天引きされている」と気付くことも……。

介護保険は、健康保険と同じく労使折半です。そのため、本人が天引きされるのと同じ額を、会社も支払っていることとなります。

具体的に、介護保険料は「満40歳に達したとき」から徴収が始まります。「満40歳に達したとき」とは、40歳の誕生日の前日のことであり、その日が属する月から介護保険の被保険者となります。

「年齢計算に関する法律」では、年齢は出生の日から起算するものとされており、年齢が加算されるのは起算日に応答する日の前日の満了時と定められているからです。

例えば、8月2日が誕生日の場合、介護保険第2号被保険者の資格取得日は8月1日となり、誕生日の前日が属する月も8月となります。このため、介護保険料は8月分から発生することとなります。

一方、8月1日が誕生日の場合は、どうでしょうか？ 誕生日の前日は7月31日のため、誕生日の前日が属する月も7月となり、介護保険料は7月分から発生することとなります。

このように、同じ8月に誕生日を迎える方であっても、1日生まれの方に限っては、1カ月前から介護保険料が発生するのです。この点は、意外と知られていませんが、注意する必要があります。

■介護保険料はいつまで支払うの？

第2号被保険者としての介護保険料は、「満65歳に達したとき」から徴収されなくなります。まだ先の話なのでピンとこない、という方もいらっしゃるでしょうが、仮に会社勤めを65歳までされて社会保険に加入している場合は、この先ずっと給与から天引きされることとなります。

「満65歳に達したとき」とは、65歳の誕生日の前日をさし、その日が属する月から介護保険の第2号被保険者ではなくなるため、給与天引きはストップされます。

例えば、8月2日が誕生日の場合、介護保険第2号被保険者の資格喪失日は8月1日となり、誕生日の前日が属する月である8月分より介護保険料は徴収されなくなります。

一方、8月1日が誕生日の場合は誕生日の前日は7月31日のため、誕生日が属する7月分から介護保険料は徴収されなくなります。

1日生まれの方は、1カ月前早く天引きが開始されますが、喪失するタイミングも1カ月

早くなる、ということです。

1 日生まれの人は 1 カ月早く徴収されます (写真: PIXTA)

そして、65 歳からは、「介護保険の第 1 号被保険者」となり、自分自身が介護認定を受けようとする状況となってくると、介護保険のサービスを利用する場面が徐々に増えていくことが考えられます。65 歳からは、年間 18 万円以上の年金を受給している場合、基本的に年金から介護保険料は天引きされるようになります。これを「特別徴収」といいますが、年金から天引きできない方については「普通徴収」といって納付書等で納付する形となります。

老齢年金は一生賃支給されますが、介護保険料も原則として一生賃支払うシステムとなっています。

■介護保険料が免除されるケース

産休中や育児休業期間を除き、基本的に介護保険料は免除されません。ただし、次の理由に該当する場合は、介護保険適用除外の届出を行うことで免除を受けることができます。

- ・転勤等により日本国内から外国へ転居した場合
- ・介護保険適用除外施設に入所した場合
- ・入管法の規定による 3 カ月を超える在留期間が決定等されていない場合

意外とこうした免除制度があることは知られていませんので、海外勤務を命じられた場合などは、会社へ免除を受けたい旨を相談するようにしましょう。

社説:軽度介護事業 市町村移行を広げるな

京都新聞 2017 年 08 月 28 日

介護保険の軽度な段階にあたる「要支援 1、2」対象者向けのサービスが今春から、市区町村の事業へと完全移行している。多くの自治体が、サービスの担い手の確保など対応に苦慮している。

7 段階の要介護度のうち、軽度 2 段階の人向けの訪問介護と通所介護が保険給付から外れ、市区町村が担うようになった。この制度改正に至る国会審議で、「介護保険の実質切り捨てだ」「市町村への丸投げだ」などとの指摘や批判に対し、政府は「全国一律ではなく、地域の実情に応じた多様なサービスが提供できるようになる」と繰り返し答弁していた。

共同通信社がこのほど全国の自治体を対象にしたアンケートへの回答では、新たな介護事業の運営に「苦労している」が 45・0%に上り、「順調」は 27・4%にとどまった。「苦労」の理由としては、「サービスの新たな担い手の確保が難しい」との回答が 49・5%にのぼった。

新たに導入されたサービスは、自宅や施設で身体介護を伴わない家事援助や体操教室を、住民主体のボランティアらが担う「住民主体型」と、介護事業所が雇用した人材が担うケースだ。

こうしたサービスの確保が困難な理由として、人口減少や高齢化に直面する京滋の市町村からは「受け皿となる団体が無い」「この指とまれ方式で呼び掛けようにも、担い手がない」「人材豊富な都市向けの制度だ」との不満が根強い。介護事業所からは「報酬が安いために導入を断念した」との声も上がる。

政府にとって、膨らみ続ける介護保険の費用を抑制しようという意図はあるだろう。しかし、「要支援 1、2」という軽度の人たちの症状の進行を、いわば水際で未然に防ぐことこそが、中長期的には介護費用の抑制につながる。軽度の段階で万全の手を打たない限り、中重度の予備軍はとめどもなく膨れあがる。

政府は今後さらに軽度より症状が重い「要介護 1、2」についても、市町村への移行を検討している。現在の軽度段階で、これほど多くの市町村が苦慮している実態を、政府はまず直視するべきだ。「都市と地方の格差」をどう解消するのか、担い手をいかに増やすか、介護事業者が参入しやすい制度設計なのか…検証すべき課題は山積している。現場で生じている事態を解決しないまま、これ以上市町村への移行範囲を重い介護に拡大すべきでは

ない。

朝霞少女誘拐の判決延期 被告、意味通らぬ発言続ける 東京新聞 2017年8月29日 寺内樺風被告



埼玉県朝霞市の少女（16）が昨年三月、二年ぶりに保護された誘拐事件で、未成年者誘拐と監禁致傷、窃盗の罪に問われた寺内樺風（かぶ）被告（25）＝千葉大を休学扱い＝の判決公判が二十九日午前、さいたま地裁で開かれたが、判決言い渡しは延期された。

入廷した寺内被告が、叫んだり、氏名を聞かれ、別人の名前を答えるなどしたりしたため、松原里美裁判長は、いったん休廷。四十分後に再開したが、寺内被告が再び意味の通らない発言を続けたため、閉廷した。判決期日は追って指定する。被告の不規則発言で判決言い渡しを延期するのは珍しい。

起訴状によると、寺内被告は二〇一四年三月、朝霞市の少女宅近くで、少女に「両親が離婚することになった」などとうそをついて車に乗せて誘拐。昨年三月まで千葉市や東京都中野区の自宅アパートで監禁し、重度の心的外傷後ストレス障害（PTSD）を負わせたとされ、公判では寺内被告の責任能力の程度が争われた。

検察側は寺内被告に自閉スペクトラム症の傾向はあるが、連れ去った車に盗んだナンバープレートを取り付けるなど周到に準備していたことや、少女が保護された後に自殺を図り、遺書に「重い責任を感じている」と書き残すなど犯行の重大性を認識していたとして「責任能力に欠けるところはない」とし、懲役十五年を求刑した。一方、弁護側は「統合失調症を発症していた」として、「責任能力は限定的だ」と主張した。

寺内被告は昨年十一月の公判で誘拐の動機を「監禁して少女の変化を観察するため」としていたが、今年七月は「何者かの『指令』に従った」などと証言内容が変遷していた。

就労希望障害者39人が意欲訴え 倉敷・大量解雇で第2回面接会

山陽新聞 2017年8月28日



解雇された障害者を対象に開かれた第2回合同就職面接会

倉敷市内の就労継続支援A型事業所5カ所が一斉に閉鎖され、障害者約220人が解雇された問題で、ハローワーク倉敷中央と同市は28日、解雇者を対象とした第2回合同就職面接会を市内で開いた。閉鎖から1カ月近くたち、再就職希望の39人が企業の採用担当者らに就労への意欲を訴えた。

岡山県内の一般企業、A型事業所など18事業所がブースを開設。参加者は就職を希望するブースを回り、履歴書を示しながら勤務地や就業規則を聞いたり、仕事内容や待遇を話し合ったりした。

精神疾患のある50代男性は「再就職先がなかなか決まらず、自分を否定されているようでつらい」、身体障害の30代男性は「今回の件でA型事業所には不信感がある。フルタイムで働ける一般企業を中心に探したい」と語った。

製造業の人事担当者は「自身の親が亡くなった後の不安をこぼす障害者もいる。何とハローワーク倉敷中央によると、解雇された障害者のうち再就職先が決まったのは24日時点で34人。合同就職面接会は今回で終了し、今後は個別に対応する。

倉敷市は、閉鎖事業所を運営していた一般社団法人「あじさいの輪」と株式会社「あじさいの友」（いずれも同市片島町）に、解雇した障害者の再就職先を見つけるよう勧告して

いる。

「在宅就労中もヘルパー使えるようにして」 障害者団体が要望

福祉新聞 2017年08月29日 編集部

要望書を手渡す堀込さん（手前左）ら



社会福祉法人やNPO法人などの8団体からなる「障がいのある方の全国テレワーク推進ネットワーク」（全障テレネット）は9日、障害の重い人などが在宅就労中に訪問介護サービスを利用できない制度の見直しを求め、厚生労働省に要望書を提出した。

現行制度では、自宅で働いている時間は収入があるとして基本的に訪問介護サービスを利用できない。就労継続支援A型などの就労系サービスを利用して自宅で働く際もサービスの併給になるとして認められていない。

全障テレネットによると、こうした利用制限により、働くことを諦めたり家族が代わりに支援せざるを得なかったりしているという。共同代表の堀込真理子・社会福祉法人東京コロニー職能開発室所長らは、政府が働き方改革でテレワークを推進していることも指摘し「就労かヘルパーかの二者択一ではなく、重い障害があっても能力を生かして働ける社会に」と改善を求めた。

要望を受けた厚労省の寺岡潤・障害福祉課課長補佐は「在宅で働きたい人がどれだけいるかなど、科学的なデータが必要。財源の問題も踏まえて考えないといけない」と話している。

全障テレネットは今年6月、ITを活用した障害者の在宅就労支援などを行う団体が、テレワークの推進を目的に結成。働き方モデルの提案、共同受注の仕組みづくり、雇用促進のための啓発活動などを行う。

滋賀) 湖上スポーツを体験 2、3日に湖フェス

朝日新聞 2017年8月29日



BIWAKO湖フェスをPRする実行委のメンバー

「BIWAKO湖（うみ）フェス2017」が9月2、3の両日、大津市茶



が崎のびわこ競艇場で開催される。大津市を中心に活動する障害者のボートクラブ「琵琶湖ローイングクラブ（びわろー）」＝小原隆史代表理事

が主催。湖上スポーツを始め、障害者ボート競技をPRしようと企画し、今年で2回目。昨年は2日間で計約3300人が来場した。

ボート、カヌーに加え、サーフボードに立ってこぐSUP（スタンドアップパドルボード）や透明な筒に入って水面を歩く「ウォーターチューバー」の湖上スポーツ体験ができる。びわろーの活動を紹介するパネル展示もあるほか、近江牛などの地元産食材を使ったメニューを出す飲食店も出店。キッズダンスステージ（3日午後2時から）などもある。

3日正午からは、リオデジャネイロ五輪のセーリング女子RSX級に出場した伊勢田愛さんや同パラリンピックの視覚障害者女子マラソンで5位に入賞した近藤寛子さんら県内ゆかりのアスリート4人が「琵琶湖から世界へ！」と題してトークショーを開く。また午

後0時半からは、スポーツ庁長官の鈴木大地氏や三日月知事、びわろーの小原代表理事らが登壇し、湖上スポーツをテーマに討論会を行う。

フェス実行委員長を務める小原代表理事は「イベントを通して湖に親しんでもらうことで、湖上スポーツ、障害者競技に少しでも興味を持ってもらえたら」と話している。フェスは両日ともに午前10時～午後4時。入場無料だが、湖上スポーツ体験は1人500円で、事前予約はほぼ定員に達しているが、先着で当日参加も可能。問い合わせは実行委事務局（077・524・0153）へ。（仲大道）

心の不調を「見える化」 IT活用で仕事継続支援 予防に有用との期待も

共同通信 2017年8月29日

慢性疾患を持っていても、それと折り合いをつけながらどう仕事を続けるかを考える時代。精神の疾患や不調で問題になりやすいのは、体調の波が大きく、職場はもちろん本人もかなり悪化するまで気付きにくいことだ。心の不調を早く見つけるのに役立つIT活用のソフトが、精神障害者の就労支援策として成果を上げつつある。将来は職場でのメンタル不調の発生予防に活用できる可能性もあるとして精神科医らが関心を寄せている。



奥脇学社長

▽SPIS

ソフトの名称は「SPIS（エスピス）」。大阪市のソフト会社、奥進システム（奥脇学社長）が2012年に開発したウェブ日報システムだ。

本人が設定する「朝までぐっすり眠れた」「ミスがないか確認できた」といった体調や仕事面の項目について、「良い」から「悪い」まで1～4点で自己評価した結果を画面に入力。自由記載のコメント欄もある。勤務先の担当者（上司）と、臨床心理士など外部の支援者の3者でこの情報を共有し、上司、支援者もコメントを記入できる。

奥脇社長は障害者雇用に力を入れてきたが、精神疾患がある人を雇った際「好不調の差が大きく、突然体調を崩すように感じた」。業務日報に「体調」欄を設け記入を促したところ、ある社員の場合、突然に見えた体調悪化の少し前から頭痛などが始まるのが分かり、仕事の調整など先手の対応が可能になった。「他社でもこれを使えば、精神障害者の退職を減らせるのでは」と製品化したのがエスピスだ。

開発は、精神疾患を持つ社員が中心に担当。自己評価点の推移をグラフに表示して変化を「見える化」するなど使いやすい工夫を加えた。

▽約70社

2年前に奥進システムに入社しホームページ作成などを担当する浦田梨佐さん（30）は発達障害で人とのコミュニケーションが苦手。調子が落ちると不安感が強まり、以前の職場ではそれで仕事を休みがちになって勤務が長続きしなかったという。エスピスを見ると、つらい時期が来るのには3カ月程度の周期があった。「自分では分かりませんでした」と浦田さん。その時期に負担が重くならないよう、職場としても配慮できるという。

エスピスは13年以降、大阪府など自治体や財団の助成事業に採択され、全国精神障害者就労支援事業所連合会（事務局・大阪市）などが企業への普及活動をしている。近畿地方を中心に約70社が導入し、15年度までの3年間にエスピスを利用した当事者約90人を調べると、利用開始後約1年半の時点で、約8割が勤務を続けていたという。

▽外部の目

SPIS(エスピス)の仕組み



「見える化」と並ぶエスピスの大きな特徴は、日報の情報を、上司以外に、外部の支援者が共有する点だ。障害者の就労支援センターなどで訓練や実習を受けた後に就職した人の場合は、センターの職員がその役を担うことが多いという。

精神科医の樋口輝彦・日本うつ病センター理事長は、外部の専門家が関与するというエスピスのユニークさに注目する。

「職場のメンタル問題の多くは、上司と当事者の閉じた人間関係の中で悪化していく。まだ厳密な効果を論じる段階ではないが、うまく活用すれば、当事者が精神疾患を発症する前に予防する手段になり得るのではないか」とみる。同センター六番町メンタルクリニック（東京都千代田区）でも、職場でエスピスを利用する精神疾患患者の支援を始めたという。

ただ、継続して関わる支援者をどう確保するかや、適正な費用負担の在り方など課題はある。樋口さんは「着実に実績を積み重ねながら、より良い活用法を探る必要がある」と話している。（共同通信 吉本明美）



樋口輝彦医師

福岡) 女子大生が弁当レシピを考案 北九州で販売始まる 奥村智司

朝日新聞 2017年8月29日



「コラボ弁当」のレシピを手がけた女子大生（左の2人）と販売スタッフ＝北九州市八幡西区黒崎3丁目

障害者支援のNPOが依頼し、西南女学院大学（北九州市小倉北区）のゼミ生

がレシピを考えた弁当の販売が28日、市内2カ所で始まった。週替わりで5種類あり、ヘルシーで彩りのよさが売りだ。



「学生ならではの、の新味のあるメニューを」と発注したのは同区のNPO法人列島会。調理の一部や盛りつけなどに障害者が携わった弁当や菓子を、直営の売店「スマイクリー」で販売し、売り上げを賃金にあてている。売店でも障害者がスタッフとして働く。

同大栄養学科の青木るみ子講師のゼミ生で、希望した5人がレシピを担当した。一つずつアイデアを出し、すべて商品化することになった。

大学倶楽部・実践女子大 東京五輪向け 高校生とワークショップ 「心のバリアフリー」

考える 毎日新聞 2017年8月29日
ブラインドサッカー日本代表の田中章仁選手（中央奥）がアドバイザーとして学生らの議論に加わった＝8月22日撮影



実践女子大学はこのほど、渋谷キャンパス（東京都渋谷区）で2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、障害者らが安心できるまちづくりについて同大の学生と高校生が意見を交わした。

高校生と意見交換するワークショップは昨年続き2回目。今年は「心のバリアフリー」をテーマにした。学生と高校生が6～7人ずつのグループに分かれ、キャンパスからJR渋谷駅までの経路の「バリアフリーマップ」を制作。参加者は、道路

の勾配や縁石、点字ブロック不整備などの「バリア」を付箋に書き込みマップに貼った。マップ作りには、アドバイザーとしてブラインドサッカー日本代表の田中章仁選手も参加し、視覚障害者として、学生や高校生たちにさまざまなアドバイスを送った。

今回の催しは、東京五輪・パラリンピック競技大会組織委員を務める同大大学教育研究センターの深沢晶久特任教授の呼びかけで行われた。参加した学生7人は、8月初旬にマップ経路を実際に歩いて調査した。高校側からは、東京五輪・パラリンピック競技大会組織委員が募集し、京都市立日吉ヶ丘高校や栃木県立真岡高校、横浜女学院（横浜市中区）など6校、計29人が参加。渋谷区では、パラ卓球、ウィルチェアーラグビー、パラバドミントンが行われ、今回出た意見をまちづくりに生かす。

同大文学部3年の荒井りさ子さん（21）は、「弟が障害者でパラリンピックを広めたい」と思って参加した。今回のワークショップで出た意見を社会に生かしていきたい」と話した。三浦学苑高校（神奈川県横須賀市）3年の小用（こよう）悠太さん（17）は「バリアフリーの重要性を改めて実感した。東京五輪・パラリンピックでは、案内などのボランティアに参加したい」と語った。

同大は14年に東京五輪・パラリンピック競技大会組織委員会と連携協定を締結。昨年8月に行われた第1回目のワークショップでは、「おもてなし」をテーマに意見交換した。

【丸山仁見】

学力テスト、全国平均下回る 小学校は差が拡大 中日新聞 2017年8月29日 滋賀

教科	県	全国
小6国語A	73	74.8
国語B	56	57.5
算数A	76	78.6
算数B	43	45.9
中学国語A	76	77.4
国語B	69	72.2
数学A	63	64.6
数学B	47	48.1

※単位は%

県教委は二十八日、小学六年と中学三年を対象に四月に実施した文部科学省の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の県内結果を公表した。本年度は公立学校だけで三百二十七校が参加。小中学校ともに全国平均を下回り、特に小学校は、全国との差が広がる結果になった。青木洋教育長は「子どもも問題も変わるので、結果そのものの一喜一憂する必要はない」と話している。

教科ごとでみると、小学校は国語A・Bの記述式において、平均正答率が昨年度に比べて伸びたが、漢字を適切に書くなどに課題があった。算数Bは、問題の解決方法や判断理由を記述する解答が十分でなかった。

中学校は国語Aと数学Bが昨年度より改善。国語Bは、文章の構成や展開、表現の仕方で、自分の考えを持ち、人に伝えるために適切に書く学習を充実させる必要があることが分かった。

学習や生活環境を尋ねる質問紙調査で、授業の最後に学習内容を振り返る活動をしたと回答した学校が、小学校は96・9%、中学校は95・1%に対し、小学生は76・8%、中学生は57・9%と、教師と子どもたちとの認識に差があり、指導の徹底が必要としている。

本年度の結果公表に当たって、文科省は平均正答率を整数で示したことから、全国順位が付けにくい状況になっている。青木教育長は「全国平均と比べるのは、どれほど意味があるのか。そもそも競うものではない。子ども一人一人がどこまで理解を深めているのが大事だ」と述べた。

◆低学力児に別室受験も 点数重視の弊害浮き彫り

文部科学省が二十八日に結果を公表した全国学力テストで、県内のある市の小学校が、低学力の児童三人を別室に移動させ、教諭が問題文をかみ砕いて教える不適切な事例があったことが、関係者らの証言で分かった。こうした事例は、昨年度も全国複数県で明らかになっており、点数を上げることに重きが置かれたテストの弊害がまた浮き彫りとなった。

関係者によると、児童の移動などは、テストの学校平均点が下がることを懸念した校長

の指示で行われた。同校は、三人の答案用紙を除外し、残りの児童の答案用紙を文科省が委託する業者へ送ったとみられる。

関係者は、校長の指示に憤りを示しつつも、複雑な表情をのぞかせる。別室受験をした三人の中には、通常学級に在籍しながら、注意欠陥障害などのある児童を対象に、必要に応じて別室で授業を受ける「通級指導」の対象者も含まれていたからだ。

学力テストは、知的障害のある児童生徒は対象外になるが、通級指導の児童生徒は含まれない。関係者は「読み書きができない児童を受験させるのは矛盾がある」と指摘し「別室受験が良かったか悪かったか、判断するのは難しい」と打ち明ける。

また、別の学校では、不登校が続いている学力の高い傾向にある児童をテスト当日に呼び出し、受験させたという。同様の事例は他府県でも報告されており、テストの平均点アップを狙ったと指摘する声もある。

不適切な事例を巡っては、昨年度、那覇市の中学校が、受験した不登校や授業を休みが必要な生徒の答案用紙を「平均点が下がる」などを理由に除き、残りの受験生の答案用紙を文科省の委託業者へ送付。群馬県の小学校では、発達障害の児童の答案を出すことで学校平均点が低下することを懸念し、送らなかった。鹿児島県の小学校では、低学力の児童二人を別室に移動させ、教諭が解答を教えていた。

滋賀県教委の担当者は「報告は受けていない。不正があったとしたら、適切に対処しなければならない」とコメント、文科省の担当者は「調査は平均点を上げたり下げたりするためにやっているのではない。調査の趣旨にのっとってやってもらいたい」と話している。

◆<解説> 誰のため、現場の声に耳を

教育現場に混乱をもたらしている全国学力テストが、本年度も実施された。「指導に生かす」という当初の目的から外れ、順位を上げるための対策に、学校は依然振り回されている。

こうした事態を受け、文部科学省は本年度の結果公表のあり方を改め、六、七月に全国の都道府県教委や学校にあててテスト結果の速報を通知した。例年、学校に結果が届くのが遅いため、全国平均を早く知らせ、指導の改善に役立ててもらおう狙いからだ。

しかし、県内のある市の中学校長は「来ていたかもしれないけど見ていない。データが送られてきても結果に左右されることはない」、別の市の小学校教頭も「知らない。テストの目的からすると、把握して指導内容を工夫しないといけないんだろうが、そこまで手が回らない」と話す。

テストは毎年、平均点が示されるが、青木教育長が指摘するように受験対象の児童生徒は毎年変わる。平均点は変動し、どんなに頑張ってもこのテストには平均点以下がある。なのに、県内はじめ全国の多くの学校は、どの水準を目指して学力向上を図ればいいのか明確な基準がないまま、テストを基にした改善を迫られている。

県内のある教育関係者は「子どもたちに考える力を付けさせないといけないと言いつつ、教師は自分で考える授業ができない。学力テストは、学校現場にとって有害になっている」と指摘する。

「学力テストはもうしなくていい。何十億円と使ってやるなら、教師の数を増やせと言いたい」と話すのは、ある市の中学校長だ。誰のために何のために続けているテストなのか。文科省は、現場の声に真摯（しんし）に耳を傾け、テスト実施を考え直す時期にきているのではないだろうか。（浅井弘美）

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

